

午前 9時56分 開議

○委員長（八幡元弘君） おはようございます。若干早いですけれども、おそろいですので、これより決算審査特別委員会を再開します。

現在の出席委員は12名であり、定足数に達しているので、会議は成立いたしました。

直ちに議事に入ります。

ここで執行部から発言の申出がありますので、これを許可します。

井畑市長。

○市長（井畑明彦君） おはようございます。昨日に続き、今日もよろしく願いいたします。

ただいま委員長のほうからお話しいただきましたけれども、昨日の答弁でいささか分かりにくい部分、補足を兼ねて、ごく簡略に説明を申し上げたいと思います。私のほうから、これはたしか薄田委員からだったと思うのですけれども、税収に関して、歳入に関してというか、市税の部分、ここを少し補足をし、それから商工観光課長、農林水産課長のほうから、これは主に天木委員からのお尋ねに係る部分、それぞれ担当から説明を申し上げますので、よろしく願いをいたします。

私自身もしっかりと把握しておかなければいけないということで、昨日もちょっと再確認したのですが、皆様のお手元に令和4年度胎内市一般会計特別会計歳入歳出決算、審査の意見書、監査委員さんからお出しいただいたものの9ページをちょっと御覧いただきたいと思います。その中に実は推移が書かれておりまして、これは令和3年度、令和4年度だけではなくて、遡ること平成30年度から金額が記録されております。ちょっと御覧いただきたいのですけれども、市税全体、これについては一番下のところに合計額、様々な税目があって合計額がございます。令和3年度、37億5,000万円余、それから令和4年度、38億6,000万円余というふうに合計がなっています。これが全てでございますけれども、主なものはやはり市民税、一番上の段の市民税、それからその下の固定資産税が主な税収ということに相なります。ご確認いただけるのは、令和3年度と令和4年度の市民税を比較いたしますと、1億1,000万円ほど伸びています。個人の市民税というよりも、私別の機会に法人税の関係で申し上げました、これが胎内市もやはり同様に令和3年度と令和4年度を比較いたしますと6,500万円程度税収が伸びていると。法人税に関してそれが伸びていて、市民税全体のところでもそういった傾向が明らかに見てとれると。それから、少し分かりにくかった、昨日の説明で固定資産税に係る部分なのですけれども、これが令和3年度と比べて3,500万円ぐらい増えていると。実はプラスされる要因があったというよりも、担当課長も説明いたしましたけれども、コロナ禍で例えば商売をしている人が非常に収益が落ちた、そのときに固定資産税を減免しましょうという動きがあって、それが現実に適用されて、令和2年度との比較では税収が下がっていると。しかし、その軽減適用のところが令和3年度で終了して、令和4年度は通例のところに戻って、すなわち令和2年度とほぼ同額の令和4年度の歳入になって

いると。大きくこの2つの要因から市税として、先ほど申し上げました固定資産税については2年度ベースに戻りましたと、市民税については法人税の税収の伸びが確実にあったといった2点から1億円を超える税収の伸びになったということでご理解賜りたいと思います。昨日いささか分かりづらい説明になってしまいましたが、かようなところでご理解いただけたと思います。どうぞよろしくをお願いします。

私からは以上です。

○委員長（八幡元弘君） 佐藤農林水産課長。

○農林水産課長（佐藤利勝君） 昨日の天木委員から松くい虫被害木調査のテープが残っているということについてでございます。今年の2月に調査した被害木のテープが残っております。これは、前年度に調査した被害木を今年度の松くい防除対象事業として処理させていただくことで残しているところでございますので、よろしくお願いたします。

○委員長（八幡元弘君） 池田商工観光課長。

○商工観光課長（池田 渉君） 昨日、第7款商工費において天木委員の質問に保留させていただいた件について答弁させていただきます。

事前にお配りした資料の中の令和4年度クアハウス収支報告書とホームページで公表されている指定管理業務評価シートとの収支が合わないというご質問でございましたが、令和4年度クアハウス収支報告書の中で、営業外費用の額に自主事業の収支に係る消費税分を加味することなく計算したために誤りが生じておりました。その部分を修正したものを改めて作成いたしましたので、資料の差し替えをお願いしたいと思います。大変申し訳ありませんでした。

なお、令和2年度の灯油単価につきましては、購入実績を確認したところ、昨日答弁したとおりでございましたので、申し添えます。

以上です。よろしくをお願いします。

○委員長（八幡元弘君） 薄田委員、天木委員、この答弁に対して、よろしいでしょうか。天木委員。

○11番（天木義人君） 税務申告したと思うのですけれども、クアハウスの、どちらのほうを申告したのでしょうか。やはりそういう間違いはここで消費税の、営業外費用が消費税相当分ということでもありますけれども、それは多分間違うことはないと思うのですけれども、その辺の確認、どのような確認したのですか。

○委員長（八幡元弘君） 池田商工観光課長。

○商工観光課長（池田 渉君） 税務申告したのは、業務評価シートに書いてあるものでございます。今回資料で差し上げた部分については自主事業の収支が入っているのですが、中条スイミングのほうのクアハウスの収支には自主事業を除いたもので報告をしております、この評価シートを作る際に令和2年度、3年度の業者との比較のために自主事業の費用を付け加えた形で評価シートを作成したためにこのような形になったということでありまして、税務申告したのはクア

ハウスのものとしては自主事業費を除いた形で申告されております。

〔「いや、端的に。税務申告は間違っていないんでしょ
う」と呼ぶ者あり〕

○商工観光課長（池田 渉君） はい、税務申告は間違っておりません。

○委員長（八幡元弘君） 天木委員、よろしいでしょうか。

○11番（天木義人君） はい。

○委員長（八幡元弘君） それでは、本日は認定第2号から認定第7号までの6件の審査を行います。

また、審査の進め方は歳出、歳入の順に説明いただき、1会計ごとに審査を行います。

なお、採決及び意見の聴取についても議案ごとに質疑を終了後に行います。

それでは、認定第2号 令和4年度胎内市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明願います。

宮崎市民生活課長。

○市民生活課長（宮崎 博君） おはようございます。それでは、258ページから299ページにわたります認定第2号 令和4年度胎内市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

歳入の合計収入済額は33億1,420万673円、歳出の合計支出額は31億9,088万6,493円となり、歳入歳出差引き1億2,331万9,580円は令和5年度へ繰り越すものでございます。

なお、被保険者数、保険給付費、保険税収納額をはじめとする各種データにつきましては、別添資料として提出しておりますので、ご参考としてください。

それでは、歳出から説明をいたします。280ページをお願いいたします。第1款総務費につきましては、職員の人件費や国税の賦課・徴収に要する経費、国保運営協議会委員報酬などの国保事務の運営経費が主な内容でございます。

次に、284ページ、第2款保険給付費につきましては、療養諸費、高額療養費のほか、出産育児一時金及び葬祭費でございます。

次に、288ページ、第3款国民健康保険事業費納付金についてであります。市町村が支払う保険給付費の全額は県が賄うこととなっており、その財源として市町村ごとに決定された金額を県に納める仕組みとなっております。このようなことから、県から示された胎内市における納付金分を支出したものであります。

次に、290ページ、第4款保健事業費につきまして、1項1目保健衛生普及費では、レセプト点検に係る業務委託料、ジェネリック医薬品差額通知書作成経費のほか、被保険者自らが率先して健康増進に努めていただく、その励みとなるよう健康奨励記念品の贈呈に要する費用を支出したものであります。

また、2目疾病予防費につきましては、人間ドック等の助成金でございます。

2項1目特定健康診査等事業費につきましては、特定健康診査等に係る経費でございます。

次に、292ページ、5款基金積立金につきましては、保険事業財政調整基金に利子を積立てをしたものでございます。

294ページ、第6款公債費、1項1目利子は、一時借入れを行った場合の利子でございますが、4年度は借入れを行っておりませんので、支出はございませんでした。

次に、296ページ、7款諸支出金は、国保資格喪失等による過年度分の国保税の還付金、県から交付された保険給付費等交付金の精算による返還金及び前年度精算に係る一般会計への繰出金であります。

298ページ、第8款予備費につきましては使用いたしませんでした。

次に、歳入について説明申し上げます。お戻りいただきまして、264ページをお願いいたします。第1款国民健康保険税につきましては、医療給付費分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分の現年課税分、滞納繰越分をそれぞれ収入したものでございます。

次に、266ページ、2款使用料及び手数料につきましては、国民健康保険税徴収に係る督促手数料でございます。

次に、268ページ、第3款県支出金につきましては、保険給付費の支出費用は全て県が賄うこととなっておりますことから、普通交付金として医療給付費分が交付されました。そのほか、医療費の適正化に向けた取組等に対する支援費として交付される保険者努力支援分、特別調整交付金分、特別交付金県繰入金分及び特定健康診査等の執行財源として特定健康診査等負担金が交付されました。

次に、270ページ、第4款財産収入につきましては、保険事業財政調整基金の利子でございます。

次に、272ページ、第5款繰入金につきましては、1項1目一般会計繰入金で、保険基盤安定制度として低所得者の保険税軽減分に対する公費補填、国保事務の執行に要する経費、出産育児一時金並びに国保財政の健全化、保険税負担の平準化のための国保財政安定化支援事業分を一般会計から法定内繰入れしたものでございます。

274ページ、第6款の繰越金は前年度の決算に基づく繰越金であり、276ページ、第7款の諸収入につきましては国保税の延滞金、交通事故などの第三者行為による損害賠償金が主な内容となっております。

278ページ、第8款の国庫支出金は、マイナンバーカードの保険証利用をご案内するリーフレット作成に対する補助金と、東日本大震災で被災された方に対して国保税の減免を行ったことなどに対する財政支援補助金であります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○委員長（八幡元弘君） それでは、ただいま説明のありました認定第2号について質疑を行います。

す。渡辺栄六委員。

○委員（渡辺栄六君） 令和4年度の決算審査資料、1ページの3番目に載っています財政調整基金の状況、財政調整基金で、令和2年度から令和3年度は約9,000万円上積みしています。令和4年度は令和3年度とほぼ同じだったのですけれども、そんなに伸びれてもいなかった。前年度が9,000万円上積みで、今回そんなに変わらなかった。この辺の、どういったことでそうだったのか、お願いします。

○委員長（八幡元弘君） 宮崎市民生活課長。

○市民生活課長（宮崎 博君） お答えいたします。

基準というものは特にないのでございますが、かつて国の指針では過去3年間の保険給付費の平均5%と言われておりまして、それが1億1,000万円というところでございますけれども、前回県内でも胎内市のほうが現在17番くらいのところでありまして、県内平均に近いというところでそれくらい積み立てたということでございますので、今回は上積みする必要がないということで判断いたしました。よろしく申し上げます。

○委員長（八幡元弘君） 渡辺栄六委員。

○委員（渡辺栄六君） 20市で17番目ということで、そんなに上位ではないような気がしますけれども、この財政調整基金の積立額、約20億円ぐらいですか、2億円か。

〔「2億」と呼ぶ者あり〕

○委員（渡辺栄六君） 2億円。2億円くらい。財政調整基金は多ければ多いほどいいのでしょうか。理想的にはこれくらいがあればというのはあるのですか。

○委員長（八幡元弘君） 宮崎市民生活課長。

○市民生活課長（宮崎 博君） 先ほども申し上げたのですけれども、これだけでよければというのは特にないのですけれども、先ほど申し上げたとおり5%というところが目安というところがあります。また、私たちのほうも1億1,000万円くらいということですので、倍引き上げておりますので、これくらいが大体いい線なのかなと感じております。

また、県内でも17番目ということでもありますけれども、大体一人頭、私ども3万2,000円なのですけれども、13番目のところでも3万5,000円くらいというふうなところでもありますので、いい線なのかなと感じております。よろしく申し上げます。

○委員長（八幡元弘君） 井畑市長。

○市長（井畑明彦君） お答えいたしますというか、細かなところは担当課長が今申し上げたとおりなのですが、そもそもこの基金は何のために備えているかというやはり、例えばインフルエンザ等が大流行しましたと、そういうような通例想定しづらい疾病の流行等、そういったときに様々な保険給付費に係る部分が枯渇しないようにといったところでこのような基金を積み立てているということをご理解賜りたいと思いますし、逆に言うと余裕がなければ積立てを増やして

いくということもできないというのが実相でございます。国民健康保険税、いろいろ取り沙汰されているようにやはり負担感が大きいというようなこともあるし、それからその一方で給付の側では伸び続ける医療費ということも一方ではございます。そういったことをバランスよく勘案しながら、無理のないところで積み立てているのが現在の状況、姿であるということを各位にもご理解賜りたいと思います。これが絶対正解かどうかというのは、その時々状況変化を踏まえながら、国民健康保険の審議会の皆様のご意見、あるいは専門家のご意見なども参考にしながら対応し、運用しているということも併せてご理解のほどよろしく願いいたします。

以上でございます。

○委員長（八幡元弘君） 渡辺栄六委員。

○委員（渡辺栄六君） 2ページの6番目に載っています高額療養費ですけれども、令和4年度は前年度より20%増になっていまして、1件当たりも前年より大きく上回って11.4%。この表には令和2年度は少しマイナスだったのですが、令和4年度に上昇した主な理由はどんなことが挙げられますか。

○委員長（八幡元弘君） 宮崎市民生活課長。

○市民生活課長（宮崎 博君） お答えいたします。

まず、高額療養費というところでございまして、毎月かかって高額の方もいらっしゃるのですが、新たに高額療養費の対象になった方というところが、高額の方結構おりまして、その方でトップテンだけでも6名ほど新たに、新たな病気で高額になっている方がおりまして、その分だけで給付費で9,000万円くらいほど、高額療養費のほうで4,000万円ほど増えているというふうな状況でありますので、そちらのほうが大きなき原因だと思います。よろしく願いします。

○委員長（八幡元弘君） 渡辺栄六委員。

○委員（渡辺栄六君） では、もう一点、3ページのところお聞きします。

8番目のジェネリック医薬品の数量シェアですけれども、ジェネリックの県平均に、この表を見るとなかなか追いつかない部分の分析、ずっと努力は続けているのでしょうか、県平均に至らないところはどんなところなのか。これも20市中に何番目ぐらいに当たるのか。1番の上位のほうは何%ぐらいになっているのでしょうか。

○委員長（八幡元弘君） 宮崎市民生活課長。

○市民生活課長（宮崎 博君） お答えいたします。

胎内市のジェネリックが伸びていないというところでもありますけれども、こちらにつきましては、後発のジェネリック医薬品なのですが、ただいま薬剤師さんから聞きますと製造のほうに間に合っていないというところがございまして、そちらのほうも影響しているのかなというふうに考えております。

あと、続きまして県内の順位であります。胎内市なのですが、令和5年の4月で20市

で14位というふうなことであります。ちなみに、1位のところなのですけれども、普及率が88.7%というところがございます。よろしくお願いします。

○委員長（八幡元弘君） 井畑市長。

○市長（井畑明彦君） 今の点も若干、少しだけ補足させていただきます。

製造ラインが間に合わない云々とか、そういう状況は胎内市固有のものではないから、あまり理由にはならないというふうに率直に申し上げなければなりません。ただ、そんなに大きな優位差があるのかといったところもご確認いただければと思うのですが、例えば令和2年は2%を超える差がありました、県平均と比べて。今現在、0.4%ですから、その差は非常に縮まってきており、これは年度によって様々、これから先も増えたり減ったりという部分があるかもしれませんけれども、ジェネリック医薬品、お薬を優位に使えるところについてはかなり浸透されてきて、我々としてはそこそこの評価をしていいのではないかなど。あとは、医療機関あるいは薬剤師の皆様方とも意見交換などしながら、さらに高め得る部分があれば高めていくという、そのようところで現状認識しておりますことをご理解賜りたいと思います。

以上です。

○委員長（八幡元弘君） 渡辺栄六委員。

○委員（渡辺栄六君） 市長もおっしゃったように、薬が不足して生産が間に合わないというのは、今日のテレビでもやっていましたけれども、これはたまたま、たまたまというか、インフル等が、風邪の症状の方が重なって出て追いつかないということで、直接的に影響はどうかと思います。先ほどの説明で、上位は88.7%ということで、大きく差があります。そういった上位でやっているところのリサーチというか、調査とか、今後市のほうでどう取り組んでいくのかということをご希望いたします。

○委員長（八幡元弘君） 宮崎市民生活課長。

○市民生活課長（宮崎 博君） お答えいたします。

大変あれなのですけれども、他市の状況のほうは把握していないという状況でありますので、今後他市の状況も調査しながら、ジェネリック医薬品の普及に努めてまいりたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（八幡元弘君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） さっきの栄六委員の続きみたいになって申し訳ないのですけれども、財政調整基金どうしても一言言いたいのですけれども、目安というのはあるけれども、11億円ぐらいでいいところをその倍近くあるのだと。

〔「2億ですよ、2億」と呼ぶ者あり〕

○委員（丸山孝博君） 2億円だね。

〔「桁が違いますよ」と呼ぶ者あり〕

○委員（丸山孝博君） 桁が違いました。申し訳ありません。決算に関する資料請求した国保の所得階層別加入者の推移、毎回お願いしてはいますが、これ100万円以下の所得階層の人が7割を占めるわけです。いわゆる国保に入っている人たちというのは低所得者が多いというのが一般的な内容だと思うのです。こういう人たちは、いわゆる高い国保を払っているのだという中で、これ以上の負担増というのはやはり避けるべきだということから、これだけの基金があればあとはもうそう値上げということはないのだろうけれども、やはり来年度以降は最低現状維持、あるいは値下げの方向での見通し、検討はすべきでないかというのが1点です。

それと併せて、4年度は、292ページにありますけれども、4,000円当初予算で予定したけれども、3,991円というので9円の不用額を出すというのは、積立てで不用額出すというのは私はちょっと、幼稚な質問かも知れませんが、よく分からないので教えてください。

○委員長（八幡元弘君） 井畑市長。

○市長（井畑明彦君） 不用額の部分等については担当課長から説明申し上げますが、私前段の部分で、とにかく低所得者の方、この方々の負担感が大きいから、今後、必ずしも財政調整基金と、国保の基金との兼ね合いでの質問というわけではないかもしれませんが、財政調整基金を取り崩してまで値下げをする、料金を下げるということは現実的ではなかろうと。もともと潤沢に物すごく、それこそ桁違いの基金があって、それを下げ得るのであれば下げていけると。でも、不測の疾病の流行等、先ほど申し上げたところも勘案しながらということでございますし、水準的には決して高い値ではないから、そういうことが妥当性、合理性があるというふうに考えております。もちろんそういうことに限らず負担感の大きい部分をさらなる国庫補助等を要請など、要望などもしながら、負担感の高い方、負担の重いという方に対して何らかの支援を講じられることができるのであれば、それは常に考えていくべきというふうに思っています。かようなところを踏まえまして、低ければそれにこしたことはない、しかし運営していかなければいけないといったところのバランスの中で考慮して、望ましい方向づけを行っていくということの回答にとどめさせていただこうと思います。

以上です。

○委員長（八幡元弘君） 宮崎市民生活課長。

○市民生活課長（宮崎 博君） 積立金の利子のところのお話でございますが、こちらにつきましては利子ということですので、1円単位まで出すということとなっております。よろしくお祈りいたします。

〔「不用額、何がという」と呼ぶ者あり〕

○市民生活課長（宮崎 博君） すみません、失礼しました。ちょっと足りなかったのですけれども、不用額1円単位まで出すことになっておりますので、よろしくお祈りいたします。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○委員長（八幡元弘君） 宮崎市民生活課長。

○市民生活課長（宮崎 博君） 失礼しました。歳入の積立てのほうと同じ額ということで計上しておりますので、よろしくお願いたします。

○委員長（八幡元弘君） 丸山委員、よろしいですか。

寛委員。

○委員（寛 智也君） 1つ教えていただきたいのですが、265ページ歳入の部分で、不納欠損額、令和4年度は70万2,500円とあります。過去を見させていただくと、やはり250万円から300万円台の推移で来ているのが今回70万円であったという理由をちょっと教えていただけますでしょうか。

○委員長（八幡元弘君） 増子税務課長。

○税務課長（増子和弘君） お答えいたします。

この中身につきましては3つの種類がございまして、1つは財産がない、また所在、財産が不明な方、この方が6名いらっしゃいます。金額にしまして、30万1,700円でございます。2つ目のところが、滞納者が死亡したり相続人が不在の場合等、こちらの場合についてはお一人いまして、その方が300円ございました。最後なのですが、時効が成立した方、これが3名いらっしゃいまして、金額にして40万500円。この合計が人数で10名で、70万2,500円ということでございます。

○委員長（八幡元弘君） 井畑市長。

○市長（井畑明彦君） 少し、その内訳を寛委員聞かれたのではなくて、なぜ少ないところでとどまったのかというお尋ねかと思いますが、これは必ずしも我々の努力の成果としてそうなったということではなくて、もちろん不納欠損が少なくなれば一番いいわけでございますけれども、様々対応を尽くしながら進んできている中で、たまたまと言うとこれは問題あるかもしれませんが、不納欠損に至らずに済んだ事案が相当数あってそういった結果になっているというふうに捉えてございます。こういったことをやったからこういうふうになりましたと、もちろんこれまでと同様の対応を尽くしているのですが、例えば今年度、来年度以降どういうふうに移すのか、的確に捉えられるものではないのですが、状況としてこういうふうな結果に至っていると。さしたる優位な理由があつてといったところではない状況にございます。よろしくお願します。

○委員長（八幡元弘君） 薄田委員。

○委員（薄田 智） ちょっと質問になるかどうかかわからないのですが、もらった資料の7番、令和4年度の加入数合計見ると6,151人になっていまして、今度この先ほど栄六さんが、資料で見ると令和4年度は5,988人なので、若干何か人数が違うのですが、この辺はその年のどこかの数で違うのかなという受け止めでいいのでしょうか。

○委員長（八幡元弘君） 宮崎市民生活課長。

○市民生活課長（宮崎 博君） すみません、配付した資料の7番でしょうか。

〔「請求して頂いた資料の7番で、加入者数の推移という
ことで」と呼ぶ者あり〕

○市民生活課長（宮崎 博君） お答えいたします。

1番の世帯数及び被保険者数、こちらにつきましては年度の平均の数でございます。7番のほうにつきましては、加入された方全員、総数というふうなことでありますので、年度内に抜けたりとか入ってきた方とか全部入っております。そういう状況でございます。

○委員長（八幡元弘君） 薄田委員。

○委員（薄田 智） ありがとうございます。

それと、その資料の2番で保険税の部分が明示されているのですが、先ほど来お話しのとおり、今まで市単独だったのが、5年前ですか、平成30年度から県と市町村が一体になって事業運営するよということで約5年たったわけですよ。そういう部分で、胎内市の保険税、20市のうちのぐらいの位置なのかなという部分と、あと5年たっているいろいろな課題が出てきたと思うのですが、その課題があるのであればそれを教えていただけますか。

○委員長（八幡元弘君） 宮崎市民生活課長。

○市民生活課長（宮崎 博君） お答えいたします。

税率でございますが、令和4年度、県内で胎内市の順位でございますが、1人当たりにつきましては上位から8位、1世帯当たりにつきましては上位から10位というふうな状況でございます。

次に、県のほうに主体が移ったというところございまして、こちらにつきましては、県が主体ということでございますので、財政的な面につきましてあんまり心配することがなくなったということでございますので、デメリットというところが今のところないのかなというふうなことで感じております。よろしく申し上げます。

○委員長（八幡元弘君） 薄田委員。

○委員（薄田 智） 5年前、平成30年当初の保険税の位置とその5年たった位置の比較というか、高くなったのか、高くなったは言い方悪いですね。その20市のうちで保険税が高いほうなのか、それがどうなったのか、その推移教えていただけますか。

○委員長（八幡元弘君） 宮崎市民生活課長。

○市民生活課長（宮崎 博君） お答えいたします。

1人当たりの順位のほうを把握しておりますので、お答えいたします。平成30年につきましては、県内で15位といったようなところでありました。それがどんどん少しずつ上がってきまして、令和3年度で12位、令和4年度で8位というふうなことで、少しずつではあります、順位が上

がってきているというふうな状況でございます。よろしく申し上げます。

○委員長（八幡元弘君） 薄田委員。

○委員（薄田 智） その辺が、私が思っているのは、やはり胎内市としてどういう形で県の部分の位置にあるのか。今、今回15位から8位に上がったわけですが、市民としてはやはり保険税は少しでも安いほうがいいわけですから、その辺の今後の部分の考え方教えていただけますか。

○委員長（八幡元弘君） 井畑市長。

○市長（井畑明彦君） お答えいたします。

薄田委員がお尋ねというか、お考えのところ、皆さんそう思っているのだと思います、そこは。もちろん安いほうがいいし、負担感が減っていけばいい。でも、要素として、県もどういう要素に基づいて判断し納付する額を決めているのかといった、根本にあるのは医療費水準と所得水準ということでございます。所得水準が高くなればおのずと高くなっていくということでございませし、医療費水準もしっかりということでございます。所得が高くなっていけないということではないので、何とかやはり先ほども触れました、必要な医療はちゃんと受けていただきながら無理のないところで医療費水準を下げっていく以外には基本的にはないわけでございます。では、どうするのかと。再三申しているところでございますが、高齢化により当然疾病になる方は増えてきたりするわけでございますけれども、それでもなおかつ健康づくりであったり健診であったり、その辺りを充実させながら、これまでも取り組んでおりますけれども、そういうところになお意を用いていくということになろうかと思えます。今後の状況で、これが高齢化率その他の関係性の中でどういうふうになっていくのか。なかなかここが難しいのは、お医者さんにかかりたくてもなかなか医療機関があまりなくて、それで低いといったところも実はございます。もろもろの今申し上げたような勘案すべき事柄がございますので、多角的に分析などもしながら、より望ましい国民健康保険の運用に努めていくと。これから先もっと進んでいった暁には、財政面だけではなくて、国民健康保険の運営主体が都道府県に移行されるというようなことも視野に入れながらの対応になろうかと思えますが、いずれにいたしましてもいろいろなことに配慮しながら、より負担感の少ない、そして安心して医療を受けられる国民健康保険であるようにという、そういう視点をしっかりと持って将来展望につなげていきたいと考えております。よろしく申し上げます。

○委員長（八幡元弘君） 羽田野委員。

○委員（羽田野孝子君） 医療費ですけれども、高額の高い、費用がたくさんかかる人がいらっしゃるの、こんなに医療費が上がっているのだということでしたけれども、胎内市の特徴というのはどんなふうを受け止めていらっしゃるのか。疾病別とか何かで。

○委員長（八幡元弘君） 金子健康づくり課長。

○健康づくり課長（金子千恵君） お答えいたします。

胎内市の傾向といたしましては、糖尿病の方が非常に多く、国保のデータでいいますと健診を受けた方の約7割が糖尿、血糖が高いというような状況になっています。あとは、血圧、そういった高齢に伴うものというところが多い割合になっております。

以上です。

○委員長（八幡元弘君） 渡辺宏行委員。

○委員（渡辺宏行君） さっきのちょっとあれなのだけれども、例えば保険税が県内でも20市の中で8番目、逆に給付は県が賄うというふうな話ですよ。そうなったときに、あまりにも給付がばんばん、ばんばんもう伸びてきたと。逆に保険税はある程度そのまま維持していると。そのバランスの関係で、ペナルティーではないですけども、保険料の見直しというのは胎内市考えなければ駄目なのではないのかというふうなことにはならないのですか。

もう一つ、さっきの渡辺栄六さんの話の中でジェネリック、ちょっと教えてもらいたいだけでも、お医者さんと薬剤師、薬局との関係ね。例えばお医者さんのほうの処方箋でこの薬だということを出すわね。では、ジェネリックが何とかかんとかというのは薬局が判断するのですか。例えば我々安いやつくださいという、直接患者が薬局行って、いや、これは安いやつくださいなんていうことは普通はできないというか、やらないわね。処方箋持って行って、はい、幾らですよという。その辺の関係というのはどうなっているのかお聞かせ願います。

○委員長（八幡元弘君） 井畑市長。

○市長（井畑明彦君） お答えいたします。

2点ご質問いただいて、私が大まかなところだけ答えて、補足があれば担当からお答え申し上げますけれども、1つ保険料に係る部分でペナルティー云々、これは逆に、先ほど申し上げたことと関係するのですけれども、医療費水準や所得水準や、そういうことを全部踏まえて基本的には県が納付してくださいといったところを納付していると。だから、我々が逆に言えば納付すべき部分がちゃんとかなえられるようなところで保険料額を定めているということから、先ほどのところとも関係しますけれども、そういったことも全部考慮して下げるということができるのであれば下げていくということになるし、逆に、いや、あにはからんや非常に医療費がすごく大きくなってきてしまったというような状況になれば残念ながら上げるということも考えなければいけないという、そういったことの中で勘案し、今現在は何年間か据え置いていますけれども、それらをトータルで考えて定めなければいけないし、定めていると。だから、ペナルティーということは普通には起き得ないということでございます。

それから、ジェネリックに関して言うと、ジェネリックは基本はお医者さんの処方をベースにしております。勝手にジェネリックでいいとか、いや、私はジェネリックが嫌だとか、ジェネリックが嫌だという人が患者さんの中にはもちろんいらっしゃるのですが、その辺はありますけれども、これ先ほどの率とかなんかにも関係性があるのですが、その人、その人の疾病によってジェ

ネリックがそもそも存在している場合と存在していない場合、推奨できる場合と推奨できない場合はやはりあるのです。全ての処方において全部すべからず基本はジェネリックですねというそこまでの原則論ではございませんので、医療機関の判断に基づいて、そして医療機関のほうで例えばジェネリックでもとかというようなやり取りはあるかもしれませんが、推奨できる範囲で推奨をして、それで運用がなされていくという実態。幸い、先ほど申し上げましたけれども、そういった合意形成だけでそうになっているというものではございませんけれども、かなり率としても向上してきているというのは、医療機関の推奨であったり、それから受診されて薬を処方する方々の意向もジェネリックでいいのかなといったところは結構浸透してきているというふうに捉えております。例外は必ずあるかと思いますが、大筋はそういうところでご理解賜りたいと思います。

以上です。

○委員長（八幡元弘君） 宮崎市民生活課長。

○市民生活課長（宮崎 博君） ジェネリックのところでは補足となります。調剤の処方箋なのですが、そちらに主治医の方がジェネリックオーケーというチェックをつけると先発品でもジェネリックでも、どちらでも処方ができるというふうな形になっております。

以上であります。

○委員長（八幡元弘君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八幡元弘君） ご質疑がないので、以上で認定第2号の質疑を打ち切ります。

お諮りします。認定第2号 令和4年度胎内市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について直ちに採決したいと思うが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八幡元弘君） ご異議ないので、これより採決します。

認定第2号は認定すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八幡元弘君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第2号は認定すべきと決定しました。

これより附帯決議として認定第2号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八幡元弘君） ご意見がないので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、認定第3号 令和4年度胎内市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について説明願います。

宮崎市民生活課長。

○市民生活課長（宮崎 博君） よろしくお願いたします。それでは、302ページから325ページにわたります認定第3号 令和4年度胎内市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について説明申し上げます。

歳入の合計収入済額は3億4,141万2,414円、歳出の合計支出済額は3億4,108万1,221円となり、歳入歳出を差し引き、33万1,193円を令和5年度へ繰り越すものでございます。

なお、胎内市の被保険者数、保険料の収納関係のデータを別添資料としてまとめておりますので、ご参考としてください。

それでは、歳出から説明いたします。初めに、318ページ、第1款総務費につきましては、被保険者証の交付、各種届出、申請の受付、広報や保険料の徴収などの事務を行うための経費であります。

次に、320ページ、第2款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、市で徴収した保険料及び低所得者の保険料軽減措置に対する保険基盤安定繰入金を広域連合に納付したものでございます。

次に、322ページ、第3款諸支出金では、保険料の還付、一般会計からの繰入金の精算による返還金となっております。

続きまして、324ページ、第4款予備費につきましては使用いたしませんでした。

次に、歳入について説明いたします。お戻りいただきまして、308ページをお願いいたします。第1款保険料につきましては、被保険者から保険料を収入したものであります。

310ページ、第2款使用料及び手数料は、保険料の督促手数料でございます。

次に、312ページ、第3款繰入金につきましては、低所得者等に係る保険料軽減分の公費補填や後期高齢者医療事務の執行に要する経費としての一般会計からの繰入金であります。

314ページ、第4款繰越金は前年度からの繰越金でございます。

316ページ、第5款諸収入は、保険料徴収に係る延滞金及び医療費の自己負担割合が新たに2割の制度ができたことにより、保険証を再発行した費用の補助金などがございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○委員長（八幡元弘君） それでは、ただいま説明のありました認定第3号について質疑を行います。ご質疑願います。丸山委員。

○委員（丸山孝博君） この頂いた資料で、保険料の内容なのですけれども、滞納繰越分というのが若干、数十万円あるわけですが、この徴収というのは本来年金から差し引くというのが原則ですが、所得が18万円以下の人たちというのは特別徴収されるので、そういうところでの滞納なのかどうか伺います。

○委員長（八幡元弘君） 宮崎市民生活課長。

○市民生活課長（宮崎 博君） お答え申し上げます。

滞納者の方につきましては、普通徴収の方が滞納となっております。よろしく申し上げます。

○委員長（八幡元弘君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） 普通徴収というのは物すごく低所得者ですよ。年収18万円ですから。こういう人たちというのは本来減免、免除があってもいいのではないかと思うのですけれども、そういうのはされている部分どれくらいあるのですか。

○委員長（八幡元弘君） 宮崎市民生活課長。

○市民生活課長（宮崎 博君） 減免のほうはやっております。よろしく申し上げます。

○委員長（八幡元弘君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） この人たちが意識的に滞納しているということなのかどうかは分かりませんが、申請すれば減免、免除の対象にはなるのですか。

○委員長（八幡元弘君） 宮崎市民生活課長。

○市民生活課長（宮崎 博君） お答えいたします。

申請すればというところなのでございますが、そちらのほうにつきましてはちょっと把握していないというところがございます、どうなのかというところは把握しておりません。よろしく申し上げます。

○委員長（八幡元弘君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） こういう人たちというのは、後期高齢者の部分で75歳以上の方で収入が少ないというのは、この後期高齢者医療保険だけではなくて、ほかの税金や何かの部分も当然困っている方だとは思っています。そういうところで、やはり総合的にどこかの窓口で相談を受けて、全体的にどうやって計画的に滞納を返済していくのかとか、制度を紹介するとか、そういうことがあってしかるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（八幡元弘君） 井畑市長。

○市長（井畑明彦君） お答えをいたします。

後段の部分で丸山委員言われるところはまさにそうであろうというふうに考えております。すなわち、後期高齢の保険料だけ払うのが難しいといったケースは考えにくいわけでございます。一般の税であるとか、その他のところも支払うことが滞っている方、これは共通項が多分見受けられるのだと思いますから、その辺りの情報共有はしながらどういうふうに対応していくのか。場合によってはこれは生活保護その他のところも市役所も一緒になって考えていく。生活保護は申請主義ではありますけれども、そういったアウトリーチも大事なのだろうというふうに認識もいたしております。ただ、担当のほうでもしっかりとその方の属性を把握していないといったところは足りていない部分でございますので、まずは本当に困っていて払えない、資力がなかなか、負担能力がなかなか乏しい方であるのかどうか、その辺りもしっかり見定めながらということをやっていかなければいけないし、それから当然この後期高齢については胎内市固有の

制度でも何でもございませんので、新潟県全体としてどういうふうなスタンスで臨んでいるのか。割合としては非常に低いのですが、そういう低い方々が現実にお困りになっているかどうかをつぶさに見ていくことが必要だろうと思っております。足りないところも含めて今後の課題として対応していこうと思っております。よろしく申し上げます。

○委員長（八幡元弘君） 丸山委員いいですか、これで。

薄田委員。

○委員（薄田 智） 先ほどの説明の最後に後期高齢者の医療費の負担が一部変わったよというお話ありましたよね。去年の10月から1割の人か、収入多い人に限って2割負担になるのですよね。胎内市、これ資料を見ると五千六百二十何人だかおられるのですが、大体その2割負担になるというのはどのぐらいの人がおられるのかなという質問なのですが。

○委員長（八幡元弘君） 宮崎市民生活課長。

○市民生活課長（宮崎 博君） お答えいたします。

まず、2割負担になる前なのですけれども、3割の方はそのまま3割継続なのですけれども、1割の方が5,165人いました。その後、10月からの制度改正によりまして、その中から672人の方が2割負担に変わりました。よろしく申し上げます。

○委員長（八幡元弘君） 薄田委員。

○委員（薄田 智） その部分で、672人が1割だったのに2割負担。3割はそのままなのだよね。どのぐらい持ち出しになったなんていうのは把握はしていないのですか。

○委員長（八幡元弘君） 宮崎市民生活課長。

○市民生活課長（宮崎 博君） お答えいたします。

現在、配慮措置というものがあまして、令和7年9月まで窓口負担の増額が上限3,000円になるような制度になっております。超えた部分につきましては、広域連合のほうから自動的に登録口座のほうに振り込むというふうな仕組みになっております。よろしく申し上げます。

○委員長（八幡元弘君） ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八幡元弘君） 質疑がないので、以上で認定第3号の質疑を打ち切ります。

お諮りします。認定第3号 令和4年度胎内市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について直ちに採決したいと思うが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八幡元弘君） ご異議ないので、これより採決します。

認定第3号は認定すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八幡元弘君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第3号は認定すべきと決定しました。

これより附帯決議として認定第3号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八幡元弘君） ご意見がないので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、認定第4号 令和4年度胎内市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明
願います。

須貝福祉介護課長。

○福祉介護課長（須貝正則君） おはようございます。認定第4号 令和4年度胎内市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

決算書の328ページをお開き願います。329ページの歳入の収入済額の合計は38億1,674万7,779円でございます。331ページの歳出の支出済額の合計は34億8,199万5,663円でございます。歳入歳出差引残額の3億3,475万2,116円は、令和5年度へ繰越しをいたします。

初めに、歳出からご説明を申し上げます。352ページをお開き願います。352ページから355ページにわたります第1款総務費では、352ページの1項総務管理費で職員の人件費、2項徴収費では第1号被保険者の保険料賦課徴収に係る経費、3項介護認定審査会費では、次ページに移りまして、要介護、要支援認定事務に係る新発田地域広域事務組合負担金、2目認定調査費では訪問調査員の報酬等、4項介護保険運営協議会費では委員謝礼が主な支出でございます。

次に、356ページから361ページにわたります第2款保険給付費につきましては、356ページの1項介護サービス等諸費では要介護認定者に対するサービスごとの給付費、2項介護予防サービス等諸費では要支援認定者に対するサービスごとの給付費でございます。

なお、保険給付費の前年度との比較では1億505万463円減少し、比率では3.32%減少しております。給付費が減少した主なものは、1項1目居宅介護サービス給付費及び2目地域密着型介護サービス給付費で、前年度と比較いたしますと、居宅介護サービス給付費が6,230万円、8.4%減少し、地域密着型サービスが1,392万円、2%ほど減少しております。一方、給付費が増加した主なものは、1項3目施設介護サービス給付費で、前年度比723万円、0.6%増加してございます。

次に、358ページから361ページにかけては、高額介護サービスに係る支出、特定入所者介護サービス費が主な支出でございます。

次に、362ページから369ページにわたります第3款地域支援事業費につきましては、362ページ、1項介護予防・生活支援サービス事業費では介護予防・日常生活支援総合事業の通所型及び訪問型サービス費の支出が主なもので、364ページ、2項一般介護予防事業費では65歳以上の高齢者を対象とした地域のサロンや通いの場における介護予防活動の支援、健伸館の運営に係る支出が主なものでございます。

3項包括的支援事業・任意事業費では、地域包括支援センターが行う総合相談支援、権利擁護

等の包括的支援事業委託料のほか、366ページに移りまして、紙おむつの支給、在宅医療、介護連携の推進、高齢者の生活支援体制づくり、認知症に関する総合的な支援を行う認知症地域支援推進員の活動に係る委託料が主なものでございます。

次に、370ページ、第4款基金積立金は、介護給付費準備基金への積立てでございます。なお、令和4年度末時点における基金積立額は、4億8,385万3,188円となっております。

次に、374ページ、第6款諸支出金では、支払基金、国、県負担金の前年度の精算に伴う返還金及び一般会計からの繰入金に対し、精算により繰り出したものでございます。

続いて、歳入についてご説明申し上げます。お戻りいただきまして、334ページをお願いいたします。334ページ、第1款保険料は、第1号被保険者の現年度分及び滞納繰越分の介護保険料でございます。

次に、336ページ、第2款使用料及び手数料では、督促手数料、事業者の指定に係る手数料でございます。

次に、338ページ、第3款国庫支出金では、法定負担割合に基づく国の介護給付費負担金、調整交付金、総合事業に係る交付金、国が保険者機能、予防対策の取組内容を評価し交付される保険者機能強化推進交付金などがございます。

次に、340ページ、第4款支払基金交付金は、介護給付費等に対する交付金で、第2号被保険者の保険料負担割合に基づいた社会保険診療報酬支払基金からの交付金でございます。

342ページ、第5款県支出金は、県からの負担金及び補助金、346ページ、第7款繰入金では一般会計及び介護給付費準備基金からの繰入金でございます。

348ページ、第8款繰越金は前年度の繰越金で、350ページ、第9款諸収入は総合事業のサービス利用者に対するケアマネジメントの報酬、介護予防教室の利用料が主なものでございます。

なお、要介護認定者数、認定率、サービス受給者等の状況につきましては、お配りいたしました決算資料に過去3年間の推移を記載しております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（八幡元弘君） それでは、ただいま説明のありました認定第4号について質疑を行います。ご質疑願います。丸山委員。

○委員（丸山孝博君） 介護保険の決算資料をいろいろ出していただきまして、ありがとうございます。1ページ目を見ると、要介護認定者数というのはほぼ大体、胎内市の場合1,700から1,800人だなんていうのが分かります。それで、では令和4年度に介護認定の申請した人の、申請してその結果認定を受けた人というのはどれぐらいなのか、割合も含めてお願いします。ただ、4年度中に申請をして認定されたのは5年度ということもありますが、どこかで、分かるような数字でいいのですが、お願いします。

○委員長（八幡元弘君） 須貝福祉介護課長。

○福祉介護課長（須貝正則君） お答えいたします。

令和4年度に新規で申請した方の人数につきましては、358人ございました。そのうち該当した人が356人ございました。率にして99.4%でございます。

○委員長（八幡元弘君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） 申請するとほとんどの人が、では認定されるというふうに理解しました。

それで、その人たちというのは介護度別にはどういうふうになっていますでしょうか。

○委員長（八幡元弘君） 須貝福祉介護課長。

○福祉介護課長（須貝正則君） 介護度別ということでございますので、申し上げます。

要支援1から要介護5までございます。申し上げます。要支援1が新規認定者66人、要支援2が72人、要介護1が90人、要介護2が39人、要介護3が29人、要介護4が38人、要介護5が22人。合計で申します。新規認定者356、新規認定者の占める割合については20.5%でございます。

○委員長（八幡元弘君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） ありがとうございます。

それで、要支援がやはり多いというのは当然だとは思いますが、こういう新規で認定された方々というのは当然サービスを受けるのが目的だというふうに思いますが、そのサービスについての利用率というのはこの人たちはどうだったでしょうか。

○委員長（八幡元弘君） 須貝福祉介護課長。

○福祉介護課長（須貝正則君） 利用率につきましては、84%でございます。

○委員長（八幡元弘君） ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八幡元弘君） ご質疑ないので、以上で認定第4号の質疑を打ち切ります。

お諮りします。認定第4号 令和4年度胎内市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について直ちに採決したいと思うが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八幡元弘君） ご異議ないので、これより採決します。

認定第4号は認定すべきと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八幡元弘君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第4号は認定すべきと決定しました。

これより附帯決議として認定第4号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八幡元弘君） ご意見がないので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、認定第5号 令和4年度胎内市黒川診療所運営事業特別会計歳入歳出決算の認定につい

て説明願います。

金子健康づくり課長。

○健康づくり課長（金子千恵君） 認定第5号 令和4年度胎内市黒川診療所運営事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

決算書の379ページからになります。歳入の収入済額合計は381ページのとおり5,500万7,012円で、歳出の支出済額合計は383ページのとおり5,253万3,338円となり、歳入歳出差引残額は382ページに記載したとおり247万3,674円となり、令和5年度へ繰越いたしました。

ここで、利用者について申し上げます。医科でございますが、令和4年度の利用者は延べ417人で、前年度と比較して76人、率にして15.4%減少となりました。歯科につきましては、利用者は4,855人で、前年度と比較して19人、率にして0.4%増加となりました。

それでは、個々の内容について歳出からご説明申し上げます。396、397ページをお開きください。1款衛生費、1項保健衛生費、1目医科診療費につきましては、診療所の医科の部門における運営経費であり、看護師等の会計年度任用職員の報酬、医薬材料費、その他の診療所の維持管理・運営に係る費用でございます。11節役務費の手数料は、新潟臨港病院からの医師派遣に係る費用が主な支出でございます。12節委託料のオンライン資格確認等システム保守委託料、14節工事請負費のオンライン資格確認等システム接続工事、17節備品購入費のオンライン資格確認等システム機器は、マイナンバーカードをかざすことで医療保険の資格情報を確認することができる認証端末を導入した際の費用でございます。

2目歯科診療費につきましては、歯科部門の運営経費でございます。12節委託料の歯科診療業務委託料は歯科医師の診療業務に対する委託料、13節使用料及び賃借料の医療用備品賃借料はレントゲンのリース料でございます。

398ページ、399ページの14節工事請負費、17節備品購入費は、オンライン資格確認等システム機器の導入に係る費用でございます。

400、401ページの2款公債費は、平成28年度に診療所の駐車場整備工事等を、平成元年に屋根の修理と歯科の治療用椅子を購入した際の起債償還の元金と利子でございます。

402、403ページの予備費は使用いたしませんでした。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。386、387ページをお開きください。第1款使用料及び手数料、1項使用料、1目衛生使用料につきましては、医科及び歯科の診療収入、2項手数料、1目衛生手数料は介護保険主治医意見書及び診断書の作成料でございます。

388、389ページの第2款県支出金、1項県補助金、1目衛生費県補助金は、へき地診療所運営事業に対する県の医療施設運営費補助金でございます。

390、391ページの第3款繰入金は、一般会計からの繰入金でございます。

392、393ページ、第4款繰越金は前年度からの繰越金でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○委員長（八幡元弘君） それでは、ただいま説明のありました認定第5号について質疑を行います。ご質疑願ひます。渡辺栄六委員。

○委員（渡辺栄六君） 今ほど説明いただきました389ページ、へき地診療所運営事業補助金ということで421万何がしが収入で、397ページにへき地診療所運営事業補助金の返還金が生じていますが、これはどんな内容で返還をせざるを得ないのでしょうか。

○委員長（八幡元弘君） 金子健康づくり課長。

○健康づくり課長（金子千恵君） お答えいたします。

歳入のほうに入っているへき地診療所運営事業補助金、こちらは令和4年度分を当初に申請を行いまして、経費となるものの3分の2が入ってくるというものになりますし、歳出のほうは前年の分なのですが、実績を踏まえてその分返還をするというものになります。ですので、令和3年度実績としては200万円くらいというところが補助としていただいた実績になります。

以上です。

○委員長（八幡元弘君） 渡辺栄六委員。

○委員（渡辺栄六君） このへき地診療所運営事業補助金、今年度で閉院するわけですが、歯科診療のみになった場合にこの補助金というのはどんな形になるのでしょうか。

○委員長（八幡元弘君） 金子健康づくり課長。

○健康づくり課長（金子千恵君） 歯科のほうですが、こちらは歯科分室のほうが残ることになりますので、そうなりますとへき地診療所の対象にはなりませんので、来年度以降は補助金はございません。

○委員長（八幡元弘君） 渡辺栄六委員。

○委員（渡辺栄六君） 診療所、併せて地域医療を守るということ、これから増えるであろう在宅医療もある程度大切にしていかななくてはいけないというのは、もうそれは一般質問等でも市長がおっしゃってくれていましたけれども、隣接しているはり・灸・マッサージも診療所と連携してやっておりました。今の現状の診療状況と今後のどうやってやっていくのか、その辺をお願ひしたいと思います。

○委員長（八幡元弘君） 金子健康づくり課長。

○健康づくり課長（金子千恵君） 診療所の隣にありますはり・灸・マッサージなのですが、平成元年の9月から民営ということでさせていただいております。当市のほうでは、そこの施設の利用料だけいただいている形になります。お聞きしたところ、大体年間900人ぐらい、新規の方は年に数名程度いらっしゃるというお話は何っております。

〔「週何日ぐらいやっている」と呼ぶ者あり〕

○健康づくり課長（金子千恵君） 週2日の開業となっております。

○委員長（八幡元弘君） 渡辺栄六委員。

○委員（渡辺栄六君） はり・灸・マッサージの診療を受ける方、今まで診療所の診断がないと受けられないということです。そして、今後診療所が閉院すると、医師の紹介ということでやはりはり・灸・マッサージ、施術にかかるわけですけれども、今後ちょっとやはり地域の方が困るのですけれども、その辺どういうふうにお考えですか。

○委員長（八幡元弘君） 金子健康づくり課長。

○健康づくり課長（金子千恵君） はり・灸・マッサージの医療で施術を受けていらっしゃる方ということですが、黒川診療所のほうで同意書をもっている方が9名いらっしゃいました。施術のほうの先生にお聞きしたところ、前にも診療所に先生がいなかったとき、医師がいなかったときがあるので、そのときと同じように対応していくということで、ほかの医療機関で何とかありますというお話は何っておりますし、私のほうでもマッサージを受けていらっしゃる方にお話をさせていただいて、今説明をさせていただいて、ほかの医療機関で同意書を書いていただくということをお願いしております。

○委員長（八幡元弘君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八幡元弘君） ご質疑ないので、以上で認定第5号の質疑を打ち切ります。

お諮りします。認定第5号 令和4年度胎内市黒川診療所運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について直ちに採決したいと思うが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八幡元弘君） ご異議ないので、これより採決します。

認定第5号は認定すべきと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八幡元弘君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第5号は認定すべきと決定しました。

これより附帯決議として認定第5号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八幡元弘君） ご意見がないので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、認定第6号 令和4年度胎内市地域産業振興事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明願います。

佐藤農林水産課長。

○農林水産課長（佐藤利勝君） 認定第6号 令和4年度胎内市地域産業振興事業特別会計決算についてご説明申し上げます。

決算書406ページをお願いいたします。歳入合計は収入済額2億453万1,721円であり、408ペー

ジになります。歳出合計で支出済額 2 億 426 万 1,546 円でございます。歳入歳出差引残額 27 万 175 円を令和 5 年度に繰り越すものでございます。

最初に、歳出からご説明申し上げます。424 ページをお願いいたします。1 款農林水産業費、1 項 1 目地域産業総務費では、申告により消費税及び地方消費税を導入したものでございます。

2 目地域活性化センター運営費は、ハム製品や胎内高原の水等の販売と胎内市産紅はるか、はるかなたペーストの販売に要する経費のほか、施設の維持管理に要した経費を支出してございます。

3 目米粉製造施設運営費は、12 節委託料で新潟製粉株式会社への米粉製造処理業務委託料を支出しております。前年度と比べて減少しておりますが、令和 4 年度は 4 月から 6 月までの 3 か月間の業務委託のため、減額となっております。

4 目農産物加工施設運営費は、12 節委託料で胎内高原ミネラルハウスの施設管理委託料を支出いたしました。14 節工事請負費は、空調設備及び製造設備の修繕、日付プリント装置の取替え工事を行ったものでございます。

5 目ワイン製造施設運営事業費では、醸造及び販売経費のほか、施設の維持管理経費でございますが、426 ページ、10 節需用費の消耗品につきましては、ワインボトルや箱類、施設用消耗品が主な支出でございます。印刷製本費は、ワインラベル等の印刷でございます。12 節委託料でワイン醸造委託料は、新潟フルーツパークへの醸造補助作業委託、醸造指導業務委託料が主な支出でございます。13 節使用料及び賃借料で醸造用機器につきましては、スパークリングワインの充填機器の賃借料、14 節工事請負費はワイナリーの駐車場の舗装工事、15 節原材料費は加工用ブドウ及び醸造用の原材料でございます。17 節備品購入費は、醸造用たるの購入でございます。

次に、430 ページになります。3 款公債費、1 項公債費につきましては、米粉製造施設及び胎内高原ミネラルハウスの長期償還元金と償還利子でございます。

次に、432 ページになります。4 款予備費につきましては、1 目の公課費及び 4 目の工事請負費へ充用しております。

続きまして、412 ページになります。1 款事業収入、1 項 1 目地域活性化センター事業収入は、ハム製品や胎内高原の水、はるかなたペーストの販売収入でございます。前年度と比較いたしますと 38 万 2,000 円ほど減少しておりますが、ネット販売でのハム製品の取扱いを終了したことが主な要因となっております。

2 項 1 目米粉製造事業収入は、新潟製粉株式会社へ委託した 3 か月間の米粉販売収入となっております。

3 項 1 目農産物加工事業収入は、胎内高原ハウス株式会社に委託いたしましたミネラルウォーター、お茶類等の販売収入でございます。前年度と比較いたしますと 1,796 万円ほど増加しておりますが、主にオゾン水とプライベートブランド製品の販売増加が主な要因でございます。

4項1目ワイン製造施設運営事業収入は、ワイン販売収入でございますが、前年度と比較いたしますと942万円ほど増加しております。販売本数は1万747本と前年度より1,625本増加しているほか、販売単価等の見直しによるものでございます。

次に、414ページでございます。2款使用料及び手数料、1目行政財産目的外使用料につきましては、電柱と電線の敷地使用料でございます。

次に、416ページでございます。3款財産収入、1項1目利子及び配当金につきましては、新潟製粉株式会社からの配当金、2目財産貸付収入は胎内高原ハウス株式会社の第2工場の用地貸付料でございます。

次に、418ページでございます。4款繰入金、1項一般会計繰入金では、本会計運営費補填分、2項特別会計繰入金は鹿ノ俣発電所運営事業からの電気料金低減のための配当分でございます。

次に、420ページでございます。5款繰越金は、前年度からの繰越金でございます。

次に、422ページでございます。6款諸収入、1項1目雑入は、雇用保険料個人負担金と胎内高原ワインの商品発送手数料となっております。

以上で認定第6号 令和4年度胎内市地域産業振興事業特別会計決算についてのご説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○委員長（八幡元弘君） ただいま説明のありました認定第6号について質疑を行います。ご質問願います。筧委員。

○委員（筧 智也君） 427ページです。ワインのところなのですけれども、15番、原材料費、予算としてはこれだけの額、当初は1,350万円の要請からこういうふうになって、実際予算がやはり55%の750万円で終わりましたと。そうした場合、これ売上げとしても上がっている中で、今後ワインって、原材料費が足りなくなるということは、ワイン足りなくなるということはないのでしょうか。

○委員長（八幡元弘君） 佐藤農林水産課長。

○農林水産課長（佐藤利勝君） 令和4年度につきましての収穫量でございますけれども、9.8トンでございました。そのことで加工用ブドウの購入量が減ったということでこのような数字となっております。今後の加工用ブドウの足りるかという部分でございますけれども、昨年度から新潟フルーツパーク、植栽を支援する補助ということで、1,000本の補助金ということで昨年度から作付をしているという状況でございます、そこを新潟フルーツパークさんと現場との話合いの中で、現場は今1万7,000本植栽をしているということで、2万本をめどにして、そういった計画で取り組んでいるところでございます。よろしくお願いたします。

○委員長（八幡元弘君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） 412、413、同じくワインの問題ですけれども、先ほどの説明のところ販売価格の見直しを行ったということなのですが、もう少し具体的にお願いたします。

○委員長（八幡元弘君） 佐藤農林水産課長。

○農林水産課長（佐藤利勝君） 令和4年度につきまして販売価格の見直しということで、まずは卸単価の見直し、それとワインの単価、その見直しをさせていただいているところでございます。そのことによって、令和4年度につきましては1本当たりの販売単価がおよそ580円程度上がったということでの、4年度につきまして前年度比較しますと上がったという部分でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（八幡元弘君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） 販売価格の見直しを行わなくてはならなかったという背景というのはどうということなのですか。

○委員長（八幡元弘君） 井畑市長。

○市長（井畑明彦君） 率直に申し上げますと、価値に見合った卸であるとか小売価格になっていなかった。それから、費やされるコストを鑑みたときのそのバランスから見てもやはり非常に廉価になっていた。総じて何でもそうでしょうけれども、やはりいいものをつくるためにいろいろなコストを費やして、そして転嫁できる範囲で価格に転嫁するというごく自然のことがなかなかそういうふうになっていなかったといった実態を見直したということでご理解賜りたいと思います。とりわけ卸などは過去の付き合いの中でこのぐらゐの金額といったところを固定化されたままで進んできて、それが収支によくない影響を与えていたといったところが確認できましたので、しかるべく、もちろんリーズナブルな、消費者の方にご納得いただけるところではないといけなわけですけれども、それらは十分勘案しながら見直しを行って、そして販売量も増やしてきているということでご理解賜りたいと思います。

以上です。

○委員長（八幡元弘君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） ワインというのはやはり相変わらず人気があるというふうには思うのですが、胎内高原ワインとか、県内、国内いろんなところでワインあるわけですが、これは今市長が言われたような傾向というのは、全体的な傾向というのはそういう流れなのでしょうか、県内、県外。

○委員長（八幡元弘君） 井畑市長。

○市長（井畑明彦君） 全体の傾向というのは、様々な趣がありますので、一言では言えない部分がありますけれども、胎内高原ワインについて言うと品質等評価が非常に高いけれども、今ほど申し上げましたように、卸の価格とかが非常に安いままであったといったところでございます。欧州系、ヨーロッパであったり国内であったり、ワインの価格帯としては高くなってきているという、大筋の流れはそういうになっている。ワインだけに限らないと思いますけれども、そういった傾向にあることは、大きな流れとしてはそのとおりにいうふうに捉えてございます。

以上です。

○委員長（八幡元弘君） 増子委員。

○委員（増子達也君） 資料のほうで、一般会計、特別会計の審査意見書というのをちょっと拝見したのですけれども、これ過去5年のものが載っております、32ページなのですけれども、一番下、公債費ございまして、これが令和元年度よりも随分上がってきております。歳入歳出見ますと、逆に業務は縮小傾向なのかなというふうには見てとれるのですけれども、この上がった理由というのが分かれば。設備投資かな、なんてとは思ってはいるのですけれども、お願いいたします。

○委員長（八幡元弘君） 井畑市長。

○市長（井畑明彦君） 担当がちょっともたついておまして、申し訳ございません。基本的には、ご指摘のとおり設備投資のはずでございます。いろいろな醸造装置、買い換えたり新しく増やしたりしているものがございます、それが今ワインの銘柄を増やすことに結びついているということで、今すぐ出ると思いますので、入れた内容をでは今そこを担当から申し上げますので、よろしく申し上げます。

○委員長（八幡元弘君） 佐藤農林水産課長。

○農林水産課長（佐藤利勝君） 大変申し訳ございません。今ほどこの構成比の部分でございますけれども、今現在、米粉製造施設での借入れが1件と胎内高原ミネラルハウスでの借入れが2件という部分の設備投資が、それが増えているという部分でございます、これが令和元年度に米粉処理加工施設での借入れが1件ございます。それで、平成30年度の借入れも1件ございます。それで、胎内高原ミネラルハウスの借入れが平成25年分がございまして、それが令和4年度、その3件分ということで、その設備の借入れが、ことによって増えていったということでございます。よろしく申し上げます。

○委員長（八幡元弘君） 井畑市長。

○市長（井畑明彦君） 私がちょっとワインに限定したような答弁になってしまって申し訳なかったのですが、その点訂正させていただきます。現実にワインでも設備投資をしている部分があったのですけれども、公債費の増加については、ただいま課長が答弁いたしましたように、ワイン以外のところで様々導入を図ったものの設備投資に係る公債費が令和元年あたりと比べると増えてきているということでご理解のほどよろしく申し上げます。

以上です。

○委員長（八幡元弘君） 天木委員。

○委員（天木義人君） 424ページの地域活性化センターですけれども、ここの除雪機リース47万8,000円ありますけれども、経費のうちの3分の1ぐらいを使ってあるわけです。それと、ほかの施設に対してそういうのは載っていないのですが、ほかの施設はやはり除雪体制は市でやって

いるのでしょうか。ここは自前でやっているからこれだけかかるのか、その辺お願いいたします。

○委員長（八幡元弘君） 佐藤農林水産課長。

○農林水産課長（佐藤利勝君） こちら除雪のリースでございますけれども、活性化センターと農畜産物加工施設とビール園の前の、施設で使用させていただくということで整備をさせて除雪をしているというところでございます。それで、あとワイナリーにも時には、間に合わない場合にはそちらからお借りをして除雪をしているという部分でございます。

○委員長（八幡元弘君） 天木委員。

○委員（天木義人君） それでは、ほかの施設もこの除雪機を使って除雪をやっているのですよね。そうすると、やはりここ活性化センターだけでは負担ではないわけで、やはりその計上はちょっとこれから直していったほうがいいのではないかなと思いますけれどもね。

○委員長（八幡元弘君） 佐藤農林水産課長。

○農林水産課長（佐藤利勝君） 除雪機のリースなのですけれども、今年の12月までのリース終了という部分で、当時は市が直営している部分での運営事業でございましたので、そのときに購入を、リースということで、市が除雪をするということで、前のものが古くなって更新をしたという部分で導入をさせていただいて冬場の除雪に当たっているというところでございます。

○委員長（八幡元弘君） 天木委員。

○委員（天木義人君） 今年の12月でリースの期間終わるのでしょうか。そうすると、今年度の冬はどういうふうな除雪体制を取るのですか。

○委員長（八幡元弘君） 佐藤農林水産課長。

○農林水産課長（佐藤利勝君） 今ほど申し上げましたとおり、今年の12月で終了いたしますけれども、それにつきましては、民間の事業者が今運営をしておりますので、その方と再リースするのか、それともその辺りどうするか、協議をして進めさせてもらいたいと思っております。よろしく申し上げます。

○委員長（八幡元弘君） 天木委員。

○委員（天木義人君） 再リースする場合は、そうするとその案分した分を各施設に分けて計上するのでしょうか、今年度は。

○委員長（八幡元弘君） 佐藤農林水産課長。

○農林水産課長（佐藤利勝君） このリースが終わりますと買取りという……すみません、再リースではなくて。大変失礼しました。訂正させていただきます。再リースではなくて買取りということになりますので、そこにつきましては買取りするのかもしれないのかちょっと検討させていただいて、方向性を示していきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○委員長（八幡元弘君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八幡元弘君） ご質疑ないので、以上で認定第6号の質疑を打ち切ります。

お諮りします。認定第6号 令和4年度胎内市地域産業振興事業特別会計歳入歳出決算の認定について直ちに採決したいと思うが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八幡元弘君） ご異議ないので、これより採決します。

認定第6号は認定すべきと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八幡元弘君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第6号は認定すべきと決定しました。

これより附帯決議として認定第6号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八幡元弘君） ご意見がないので、以上で意見の聴取は終了いたします。

続いて、認定第7号 令和4年度胎内市鹿ノ俣発電所運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明願います。

佐藤農林水産課長。

○農林水産課長（佐藤利勝君） 認定第7号 令和4年度鹿ノ俣発電所運営事業特別会計決算についてご説明申し上げます。

決算書436ページをお願いいたします。歳入合計は収入済額1億3,871万8,195円であり、438ページになります。歳出合計で支出済額1億1,976万5,478円でございます。歳入歳出差引残額は895万2,717円を令和5年度に繰り越すものでございます。

最初に、歳出からご説明申し上げます。452ページをお願いいたします。1款農林水産業費、1項1目鹿ノ俣発電所費では、発電事業及び施設の維持管理に要する経費であり、2節給料から4節共済費までは職員2名分、また会計年度任用職員2名分の給料等でございます。

10節需用費の修繕費は、非常灯や管理用道路の修繕が主な支出であり、12節委託料では2年に1回行いますクレーンレンジ点検、取水ゲートの操作ハンドルの整備業務委託料、ダム水更新業務委託料が主なものでございます。

13節使用料及び賃借料は、発電をするための河川の水使用料を県に納付いたしました。

14節工事請負費は、管理用道路の土砂撤去、鹿ノ俣川の護岸ブロックやのり面保護補修工事、高圧交流気中負荷開閉器取替え工事を行ったものでございます。

17節備品購入費は、管理用車両購入費227万6,930円を繰越明許いたしました。

24節積立金は、今後の設備改修等に備えて基金積立てを行ったものでございます。

26節公課費は消費税及び地方消費税、27節繰出金で一般会計繰出金は4施設における電気料軽減のための配分と排水機場のポンプ改修、農道の補修に要した経費として繰り出し、地域産業振

興事業繰出金はワイナリーの電気料金の配分として繰り出したものでございます。

次に、454ページになります。2款公債費は、長期債の償還元金及び償還利子でございます。なお、令和4年度9月をもって償還は終了いたしております。

次に、456ページになります。3款諸支出金、1目農業集落排水事業で4つの農業関連施設の電気料軽減のため、簡易水道事業は3施設の電気料金軽減のための配分としての補助金でございます。

次に、458ページになります。4款予備費につきましては、1款農林水産業費及び5款災害復旧費のそれぞれの工事請負費へ充用しております。

次に、460ページになります。5款災害復旧費、12節委託料は、鹿ノ俣川護岸復旧設計料620万円を繰越明許いたしました。

14節工事請負費は、水管橋の橋台基礎の洗掘対策工事でございます。なお、災害復旧工事費2,450万円を繰越明許いたしました。

続きまして、歳入でございます。442ページになります。1款財産収入は、鹿ノ俣発電所運営事業基金利子でございます。

次に、444ページになります。2款繰越金は前年度繰越金でございます。

次に、446ページになります。3款諸収入、2項雑入は、売電収入、消費税及び地方消費税の還付金でございます。売電収入につきましては、前年度と比較いたしますとおよそ2,500万円増加しておりますが、令和3年度は水圧管路破損に伴い8月上旬から11月上旬まで発電の停止と、1月、2月では降雪と寒い日が多いことで給水が少なく発電量が減少したこと、令和4年度につきましては夏場を除きほぼ順調に発電できたことが要因でございます。

以上で認定第7号 令和4年度鹿ノ俣発電所運営事業特別会計決算についての説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○委員長（八幡元弘君） ただいま説明のありました認定第7号について質疑を行います。ご質問願います。増子委員。

○委員（増子達也君） 447ページなのですけれども、雑入で消費税及び地方消費税還付金とありますけれども、これは前年度の還付になりますでしょうか。

○委員長（八幡元弘君） 佐藤農林水産課長。

○農林水産課長（佐藤利勝君） こちら令和3年度の還付金でございます。よろしく願いします。

○委員長（八幡元弘君） 増子委員。

○委員（増子達也君） ありがとうございます。

同じく消費税なのですけれども、453ページの一番下のほうです。26、公課費の消費税及び地方消費税。こちらのほうの消費税は、令和4年度のものなのでしょうか。

○委員長（八幡元弘君） 佐藤農林水産課長。

○農林水産課長（佐藤利勝君） こちら4年度決算でございますけれども、こちらに出ているのは令和3年度の間申報告がでございます。その中間申告をしたもの、それで確定したものという部分での申告の額でございます。よろしくお願いします。

○委員長（八幡元弘君） 増子委員。

○委員（増子達也君） ありがとうございます。中間ということですね。

これは、普通に考えて借受消費税、仮払消費税の差額を納めるというような考え方、そういう性質のものでよろしいでしょうか。

○委員長（八幡元弘君） 佐藤農林水産課長。

○農林水産課長（佐藤利勝君） こちら消費税でございますけれども、まず対象期間が、対象期間といいたいでしょうか、申告部分が令和3年4月1日から令和4年3月31日まででなっております、その間に2回ほど中間申告させていただくという部分で、そこで申告を2回ほどさせていただいて、それで確定が10月末までにされて、そこで還付ということでございます。すみません、よろしくお願いします。

○委員長（八幡元弘君） 増子委員。

○委員（増子達也君） すみません、ありがとうございました。度々申し訳ありません。

支払うほうの消費税というのはよく分かるのですが、借受消費税といいますか、受けるほうの消費税、これは売電が主なものということよろしいでしょうか。

○委員長（八幡元弘君） 佐藤農林水産課長。

○農林水産課長（佐藤利勝君） 消費税、受けるというのは売電収入、収入が全てになりますので、よろしくお願いします。

○委員長（八幡元弘君） ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八幡元弘君） ご質疑がないので、以上で認定第7号の質疑を打ち切ります。

お諮りします。認定第7号 令和4年度胎内市鹿ノ俣発電所運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八幡元弘君） ご異議ないので、これより採決します。

認定第7号は認定すべきと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八幡元弘君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第7号は認定すべきと決定しました。

これより附帯決議として認定第7号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八幡元弘君） ご意見がないので、以上で意見の聴取は終了いたします。

これで本日の委員会の日程は終了いたします。

次の委員会は、明日29日午前10時より認定第8号から認定第12号までの質疑及び採決並びに意見の聴取を行います。

本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでした。

午前11時56分 閉会